

新型コロナウイルス感染症対策にかかる  
育成学級及び保育所等の今後の対応について

本市の育成学級及び保育所等の利用につきましては、4月30日（木）付けにて5月31日（日）までの間、利用自粛について要請しているところがございます。

この度、5月21日（木）をもって京都府内の緊急事態宣言が解除されましたが、今後とも感染拡大防止対策に万全を期すため、6月1日（月）以降におきましても、仕事をお休みになったり、ご家庭で過ごすことが可能な場合は、当面ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

・利用料等について

○育成学級

5月7日（木）から5月31日（日）まで、もしくは6月以降当該月の全  
ての日について、育成学級に通級されないときは、「育成学級休級届」を  
提出いただくと、学童保育協力金を納付する必要はありません。

○保育所等

保育所等の利用を自粛された場合の保育料・給食費については、5月3  
1日（日）までの間、日割り計算にて減額いたします。

※6月1日（月）以降は日割り計算による減額はいたしません。